

## 新型コロナウイルス感染症への当面の対応（第8報） （令和2年11月20日時点）

本学における今後の、対応については、[こちら](#)をご確認ください。

なお、11月17日付けで北海道における新型コロナウイルス感染症の警戒ステージがステージ3で維持されたまま、特措法第24条第9項に基づく「札幌市内の不要不急の外出自粛」や「札幌市とその他の地域の不要不急の往来自粛」などの新たな協力要請がなされ、札幌市については感染状況が警戒ステージ4相当となったことから、特に11月27日までの集中対策期間における感染防止対策の徹底についてご注意ください。

### 1. 海外渡航について

#### (1) 海外渡航の中止・延期

新型コロナウイルス感染症については、世界保健機関（WHO）が、3月11日、この感染症がパンデミックと形容されると評価した後も、世界的な広がりを見せています。10月30日現在、189か国・地域で4,400万人以上の感染が確認され、全世界の死者数は122万人以上と感染拡大が継続しており、一部の国においては再拡大の傾向が見られるなど、依然として警戒が必要な状況が続いています。一部の国・地域については、感染症危険情報をレベル3からレベル2に引き下げられてはおりますが、当面の間、海外渡航を中止・延期してください。ただし、学長が特に認めた場合は除きますので、適宜、総務課職員係までご相談ください。

なお、私事の渡航についても、厳に自粛するようお願いいたします。

#### (2) 真にやむを得ず私事渡航する場合

事前に総務課職員係に報告のうえ、感染防止のための対策（人混みを避ける、マスクを着用する、石けんを使用した手洗い等）を行うこと。

上記の地域に関わらず、海外渡航を検討する際は外務省海外安全 HP で最新の情報を確認すること。（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）

## 2. 国内出張について

国内の出張については可能としますが、事前に出張先地域の感染状況について十分に情報収集を行うとともに、感染防止のための対策（人混みを避ける、マスクを着用する、石けんを使用した手洗い等）を行うこと。

## 3. 新型コロナウイルスに罹患等した場合の取扱いについて

### (1) 就業禁止

新型コロナウイルス感染症と診断される等、以下に該当する教職員は「就業禁止」（有給）とする。

- ①新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ②新型コロナウイルス感染症に罹患した者の濃厚接触者となった場合
- ③検疫法に規定する停留の対象となった場合又は検疫所長が指定する場所での待機を要請された場合

### (2) 就業禁止期間

- ・上記(1)①新型コロナウイルスに感染していると診断された場合  
診断された日から医療機関により治癒したと診断される日までとする。
- ・上記(1)②新型コロナウイルス感染症に罹患した者の濃厚接触者となった場合  
新型コロナウイルス感染症に罹患した者と最後に接触した日から14日間とする。ただし、当該者の健康状況等によっては必要に応じて延長することがある。
- ・上記(1)③検疫法に規定する停留の対象となった場合又は検疫所長が指定する場所での待機を要請された場合  
検疫法に規定する停留の対象となった場合にあっては、停留の期間、検疫所長が指定する場所での待機を要請された場合にあっては、検疫所長が要請する待機期間とする。

### (3) 報告の徹底

罹患等した場合は、電話（内線5209）又はメール（shokuin@office.otaru-uc.ac.jp）により総務課職員係に報告すること。

### (4) その他

詳細については、「[学内での新型コロナウイルス感染症発生時の対応マニュアル](#)」を参照。

## 4. 感染防止の取組について

### (1) 個人の感染予防

#### ・手指衛生および咳エチケット

- ① 主たる感染経路は飛沫感染と接触感染と考えられているので、手指衛生および咳エチケットなどの基本的衛生管理による感染症予防に努める。
- ② 手指衛生の基本は水道水と石鹸による手洗いです。水道水と石鹸による手洗いができない環境において、アルコール消毒液を利用することが望ましい。
- ③ 事務室など屋内にいるときや会話をするとき、マスクを着用すること。

#### ・健康状況のモニタリング

- ① 健康状態のモニタリングのため、毎朝出勤前に検温することを推奨する。  
検温結果について報告の必要はないが、気温・湿度の低下により風邪症状等が多くなる季節のため、発熱や体調不良等がある場合には出勤・出張などの外出をしないこと。  
また、家庭内における感染事例も増えていることから、同居者がいる場合は同居者の健康状況の把握についても推奨する。

#### ・発熱等の症状がみられる場合

- ① 発熱の症状が見られるときは出勤しない(病気休暇を取得できる)。また、体温等を測定し記録しておくこと。
- ② 発熱がなくても体調不良の症状がある場合は出勤しない(病気休暇を取得できる)。

#### ・飲食を伴う会合について

飲食は、マスクを外して、会話や飲食を行うことから感染リスクが高いとされているため、参加する場合は下記の感染防止策について意識し行動すること。

- a.発熱や咳など体調の異常が認められる場合は参加しない。
- b.できる限り混雑する時間帯を避ける。
- c.多人数・長時間の会食や飲み会を避ける。
- d.食事の前に手洗い・消毒をする。
- e.至近距離での会話は控える。

f.大声になったり、感染防止のガードが下がりやすい大量の飲酒を避ける。

g.食事中以外はマスクをする。

## (2) 勤務・通勤時の感染予防

### ・テレワーク（在宅勤務）及び時差出勤の実施

- ① 教員は教育研究に支障のない範囲でテレワークの実施を推進する（石狩振興局管内在住の教員については、一層推進）。
- ② 事務職員は通常業務に従事し、業務に支障のない範囲でテレワーク・時差出勤の活用を一層推進する。
- ③ 詳細については、「テレワーク（在宅勤務）の実施について」及び「時差出勤の実施について」を参照。

## (3) 職域の感染予防

### ・職場で発熱等の発症があった場合

- ① 職員が帰宅後、執務エリアの消毒を行う。

範囲、対象：発症した職員の執務エリア半径 2m 程度、机、いすなど他の職員が手で直接触れるような範囲。

方法：アルコールスプレーなどを用いる。消毒をする人はマスク、手袋、必要に応じてゴーグル、エプロンなどを用いる。

### ・通常勤務範囲等の予防

- ① 不特定多数の人が触れるドアノブ、階段の手すり、エレベーターの操作盤、カウンター、電話などはアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液(漂白剤)を用いて消毒する。次亜塩素酸は適切に希釈して用いること(拭き取りが必要です)。消毒の回数、場所の例については別紙「事務室における環境消毒のめやす」参照
- ② 給湯エリアでの手拭き、食器用ふきんの共有を避ける。

### ・換気

- ① コロナウイルスは空気感染をしないとされているが、室内のウイルス量を低下させるため定期的に換気を実施する。換気については換気扇をまわしたり（機械換気）、日中の温かい時間帯であれば、30分に一回以上、数分間程度、窓（複数の窓がある場合、二方向の壁の窓）を開けて換気を行う。

冬季間については窓等の開放により換気を行った場合、室温が低下することから、服装等での調整を行う。

a.換気装置が設置されている場合

換気装置を常時稼働させ換気を行う。この場合、窓等の開放による換気は不要だが、換気量を増やすことは感染防止に有効なため、温かい時間帯等は窓等の開放による換気も併用して行う。

b.換気装置が設置されていない場合

教員研究室など換気装置が設置されていない部屋では、窓の開放を1回数分間程度1時間に2回以上行うなどの換気を行う。

#### (4) 会議等の感染予防

原則メール等による持ち回り（書面）やZoom等によるオンラインで開催すること。なお、以下①～⑧等の感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面での開催を可能（会場の収容率は50%以下）とする。

##### ・感染拡大防止の措置

- ① 風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底すること
- ② 参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒液の設置すること
- ③ こまめな換気を実施すること
- ④ 会場の椅子の間隔を空け、参加者間のスペース（ソーシャル・ディスタンス）を確保すること
- ⑤ 全体の時間を短縮すること
- ⑥ 会議への陪席は関係議題のみとし、参加時間を必要最低限に絞ること
- ⑦ 会議等終了後には会場の消毒を行うこと
- ⑧ 少人数であっても、狭いミーティングテーブル等の利用を避けること

#### 5. ホームページ等の確認について

新型コロナウイルス感染症に関する情報については、[本学ホームページ](#)に掲載することから、随時確認すること。